

# 畑作物共済概要 (大豆・ホップ)

## ○補償期間

発芽期（移植の場合は移植期）から収穫をするまでの期間



## ○補償の対象となる事故

風水害、干害、冷害、雹害、その他気象上の原因（地震及び噴火を含む）による災害、火災、病虫害、鳥獣害 等

## ○引受方式及び補償割合

加入方式	補償割合 (選択制)		・・・ 補 償 内 容 ・・・
	大豆	ホップ	
全相殺方式	9割 8割 7割	8割 7割 6割	JA等の出荷団体の出荷伝票又は青色申告書類等により収穫量調査を実施し、農家ごとに総基準収穫量の1割（または2・3・4割）を超える減収量を補償。
半相殺方式	8割 7割 6割		農家ごとに総基準収穫量の2割（または3・4割）を超える減収量を補償。
地域インデックス方式	9割 8割 7割		統計単位（市町村）ごとの収穫量を調査し、統計単収と基準単収の差を基に算出した減収量が基準収穫量の1割（または2・3割）を超える場合に補償。
一筆方式 (令和3年産で廃止)	7割		耕地ごとに総基準収穫量の3割を超える減収量を補償。

## ○共済掛金

$$\text{農業者負担共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{共済掛金率} - \text{国の負担金}$$

(掛金の55%を国が負担)

※農業者ごとに過去の被害実績に応じて掛金率が設定される。(危険段階別共済掛金率)

※正当な理由なく組合が定めた納入期限に共済掛金の納入が遅滞した場合は共済関係の解除となる。

——— 損 害 評 価 方 法 ———

○ 全相殺方式 ○	○ 半相殺方式 ○
<p>JA 等出荷団体の出荷伝票等から出荷数量を調査又は、青色申告書類等を調査して収穫量を把握し、損害高を算定。</p>	<p style="text-align: center;"><b>—農家申告抜取調査—</b></p> <p>①農業者は、全ての被害耕地について見込み収量を申告する。</p> <p>②組合は、被害申告のあった農業者ごとに損害通知のあった耕地の一部について、被害発生状況を勘案して任意に抽出し、検見又は実測により収穫量を見積もる。他の筆の収穫量については、抜取結果を反映する。</p> <p>分割評価は、抜取調査筆の調査結果を全ての被害申告筆に適用する。</p>
<p style="text-align: center;">○ 一筆方式 ○</p>	
<p>被害申告のあった全ての耕地を検見又は実測により見込み収穫量を調査する。</p>	
<p style="text-align: center;">○ 地域インデックス方式 ○</p>	
<p>共済事故の発生通知があった耕地の一部を見回り、共済事故の発生を確認する。市町村統計データによる収穫量が選択した補償割合を下回った場合に共済金を支払う。</p>	

※ 通常行うべき肥培管理の粗放、病害虫防除の不適當、その他共済事故以外の原因による減収がある場合は、分割減収量として、共済金支払い対象の減収量から除く。

※収穫皆無及び発芽不良の耕地は全て現地確認調査を実施する。

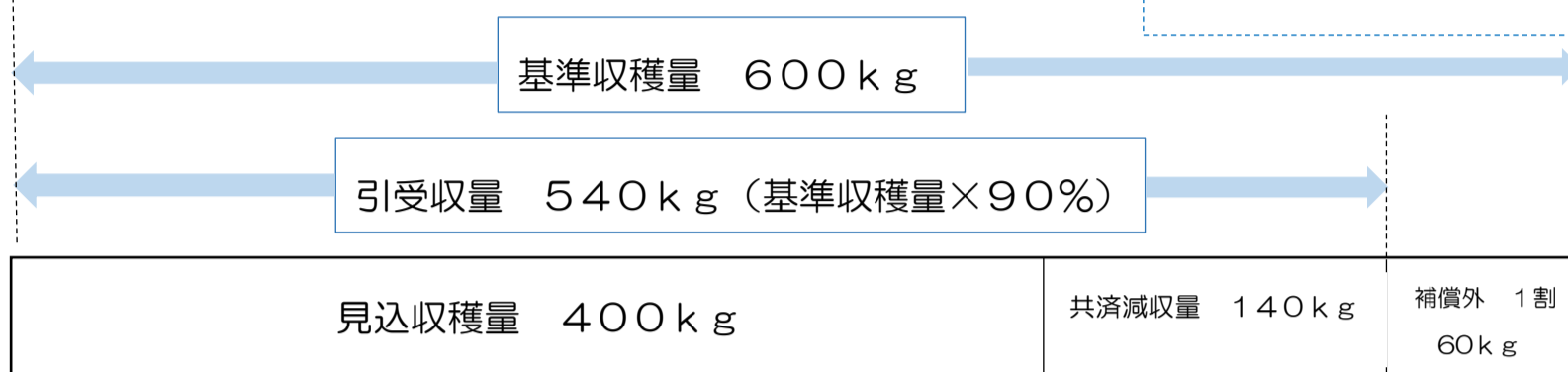


# 支払共済金試算例

## 全相殺方式9割補償

面積 30a 基準単収 200kg/10a

農家負担掛金: 8,821 円



単位当たり共済金額 × 共済減収量 = 支払共済金

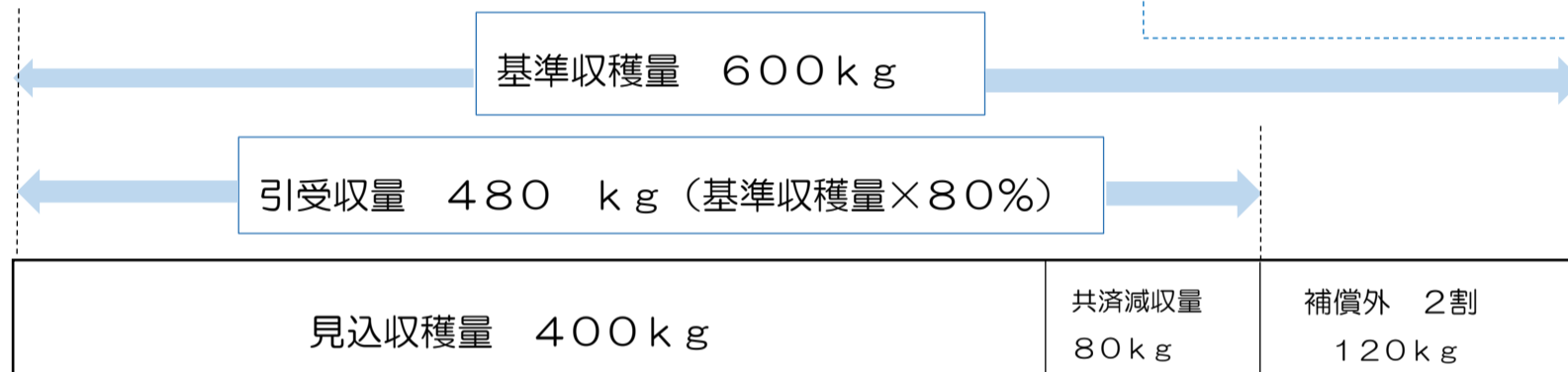
284 円 × 140kg = 39,760 円

※単位当たり共済金額 284 円を選択した場合

## 半相殺方式8割補償

面積 30a 基準単収 200kg/10a

農家負担掛金: 6,192 円



単位当たり共済金額 × 共済減収量 = 支払共済金

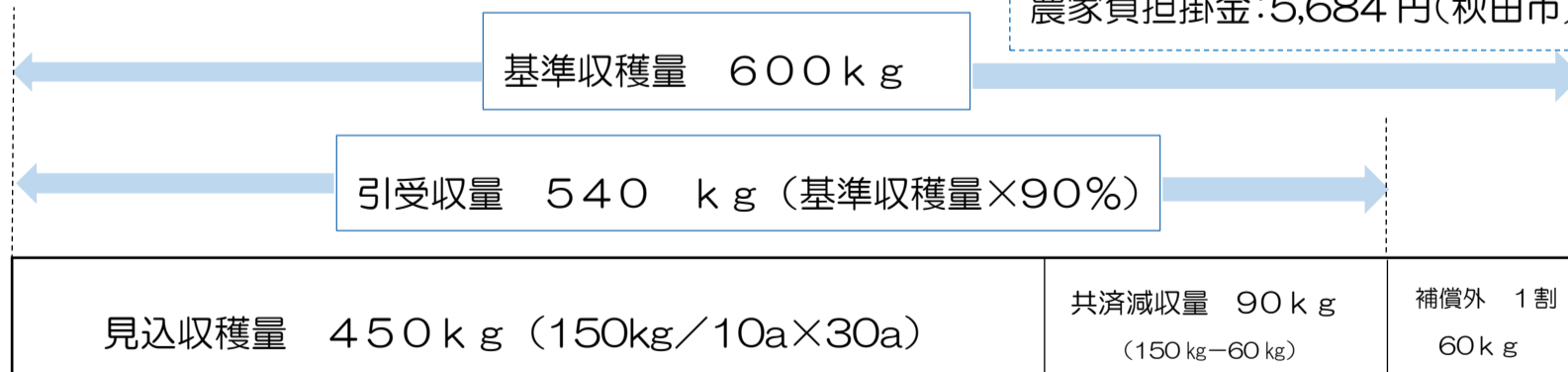
284 円 × 80kg = 22,720 円

※単位当たり共済金額 284 円を選択した場合

## 地域インデックス方式9割補償

面積 30a 基準単収 200kg/10a 当年統計単収 150kg/10a

農家負担掛金: 5,684 円(秋田市)



単位当たり共済金額 × 共済減収量 = 支払共済金

284 円 × 90kg = 25,560 円

見込減収量 150kg = (200kg - 150kg) / 10a × 30a

※単位当たり共済金額 284 円を選択した場合



土壤湿潤害

風水害

自然災害に  
備えましょう

風水害

虫害

○ 保管中農産物補償共済 ○

収穫後の農作物を火災や自然災害、運送中の事故から守ります！

農作物共済、畑作物共済、果樹共済に加入する農産物を対象に補償します。

補償の範囲は、収穫後の農産物を保管中または輸送中に生じた偶然な事故による損害を補償します。保管中の事故は、火災や盗難、給排水設備の事故による水漏れ、風水害や雪害などの自然災害が事故対象となります。運送中については、火災や爆発、衝突や転覆による事故などが対象となります。但し、収穫した農産物をコントリーエレベーターや野菜集荷場に直接搬入した場合の運送中の事故、運送業者による運送中の事故は除きます。

補償期間は、収穫後から出荷までの期間を補償したい場合に適した Aタイプ（連続した 120 間）と、年間を通して補償する Bタイプ（1 年間）から選択ができ、1 口 100 万円の補償金額から品目別に口数単位でご加入いただけます。

加入口数	補償金額	掛金	
		Aタイプ	Bタイプ
1 口	100万円	2,500円	6,500円
3 口	300万円	7,500円	19,500円
5 口	500万円	12,500円	32,500円